

1. 宿泊税導入の必要性

観光を取り巻く現状・課題

現状

- 人口減少＝国内旅行者の減少、地域活力の衰退
- 人手不足（働き手の高齢化、若年層の就職率の低下、働き方改革の進展）
- 団体旅行や社員旅行の減少・個人旅行の増加
- 宿泊施設予約経路の変化（伝統的旅行会社の市場規模が縮小し、OTA市場規模の拡大）
- 外国人延べ宿泊者数の全国シェアが低い（2023年 全国比0.5% 19位）

課題

- 交流人口増大による経済効果
- 人手不足の解消（採用活動支援、機械化・DX化推進）
- 多様化する観光ニーズへの対応（選ばれる観光コンテンツづくり、体験型観光ニーズへの対応等）
- 受入環境の充実（多言語化、通信環境整備等）
- 欧米系やイスラム圏等の新規市場開拓（イスラム圏の観光客受入環境整備（宿泊施設や食事施設におけるハラール対応等））

コロナ禍を経て顕在化した課題

感染症や災害等のリスク
→災害等への対応力向上 等

人手不足の加速化
→人材育成・確保、デジタル技術を活用した経営効率化等の強化

物価・エネルギー高騰
〔2024年3月消費者物価指数
総合指数が2020年100に
対し107.2に上昇〕
→収益力向上に向けた対応 等

地域間格差の拡大
〔R5-R1人口増減
仙台都市圏：+1,746
それ以外：▲41,354〕
→地域の実情に応じた対応等

厳しい環境下にある中、インバウンド需要の更なる拡大やDX等の社会変革等にも対応できる持続可能な観光地域づくりを構築するため、宿泊税を活用した新たな観光施策展開を行っていくことが急務

2-①. 宿泊税導入の経緯

そもそもなぜ宿泊税なのか？～宿泊税導入にあたっての課題意識～

人口減少による国内旅行者の減少、地域活力の衰退



上記課題への処方箋として…

- インバウンドも含む新たな観光需要の取り込みのための施策の必要性
- 観光地域づくりの観点からの地域の取組への強力なサポートの必要性



これらを展開することにより…

持続可能な観光地域づくりの実現を目指す

上記実現のためには息の長い新たな取組を強力に進めていく必要があり、持続的かつ安定的な財源確保が求められることから、宿泊税の導入を検討するものです。

2-②. 宿泊税導入の経緯（H30.6～R2.2）

そもそもなぜ宿泊税なのか？～これまでの検討経過について～

☞ 地域経済の活性化と魅力ある地域づくりの実現に向け、観光客の誘客による交流人口の拡大が極めて重要である中、観光振興施策のための安定的な財源確保策の検討が必要となり、附属機関である観光振興財源検討会議での議論を経て、宿泊税の導入が適当である旨の結論に至ったものです。

検討の経過

平成30年 7月 観光振興財源検討会議条例可決、宮城県観光振興財源検討会議の設置

平成30年10月 観光振興施策の財源の在り方の調査審議について、知事から諮問

以降、会議を計8回開催し、観光の現状と課題、施策の方向性や事業規模、財源の比較検討や確保の在り方を議論

令和 元年12月～ パブリックコメント(検討会議報告書案全体への意見募集)
受付数1,028人(意見の数1,302人)、うち宿泊行為への課税に反対7～8割

令和 2年 1月 宮城県観光振興財源検討会議報告書 答申
「新たな財源確保の手段として「宿泊」行為への課税が適当であり、法定外目的税の導入を提案するもの」

令和 2年 2月 2月議会に宿泊税に係る条例議案提案

議会審議中、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、先行きが不透明であり、まずは県内経済の立て直しに全力で取り組む必要があると判断し条例議案を撤回

2-③. 宿泊税導入の経緯 (H30.6~R2.2)

宮城県観光財源検討会議について

目的

我が県の定住人口が一層減少していくことが見込まれている中で、交流人口を拡大することは極めて重要であり、外国人観光客をはじめとした観光客の誘客拡大を図る必要があることから、継続した観光振興施策を実施するための財源の在り方について、様々な財源の選択肢や用途などの検討を行うもの。

委員構成

委員10名

【内訳】・学識等有識者 4名(税法学・会計学・観光学・地域構想学)
・観光関係者 5名(旅行・ホテル・旅館等)うち宿泊事業者2名
・まちづくり・一般県民 1名(まちづくり・地域づくり)(公募)

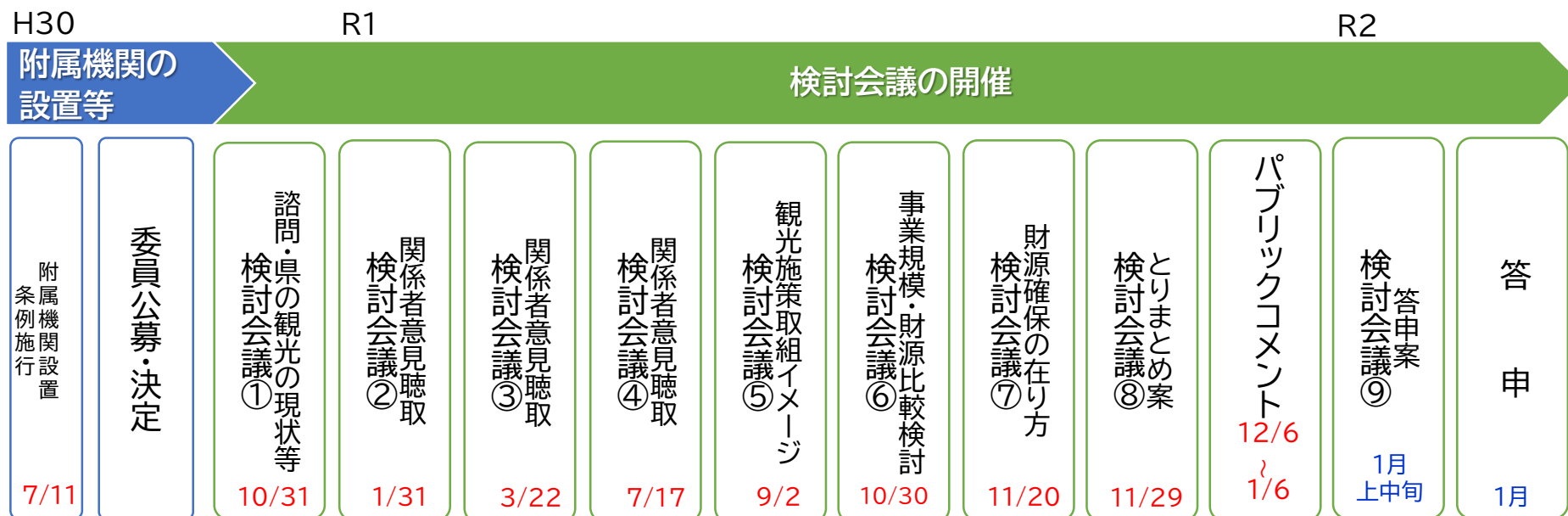
検討内容

- | | |
|-------------|------------|
| 1 検討の必要性 | 3 財源確保の在り方 |
| 2 財源確保を行う理由 | 4 負担を求める行為 |

検討期間

会議開催9回予定:H30年10月~R2年1月
(会議設置期間:R3年3月31日まで)

検討会議スケジュール



3-①. 宿泊税の検討状況

(1) みやぎ観光振興会議による意見交換(R5.12～R6.1)

みやぎ観光振興会議

8回開催

- 県内7圏域での圏域会議及び全体会議を計8回開催
- 延べ130人の観光関係事業者・団体等の委員と、税の必要性や制度概要、使途の考え方等について意見交換を実施

<主な御意見>

- 「しっかりと観光振興に活用されるのであれば導入に賛成」
- 「目的税である点が良い」
- 「観光地域づくりに財源を活用してほしい」
- 「現場の負担を考えると反対と言わざるをえない」
- 「宿泊者だけに課税されることに疑問が残る」

更なる宿泊事業者の声を伺う必要があること、合わせて観光地域づくりの担い手となる市町村の意向も確認する必要があるものと判断し、個別訪問を実施

(2) 宿泊事業者・市町村への個別訪問(R6.1～)

①事業者への個別訪問

延べ214事業者訪問(現時点)

- 制度の趣旨、内容の丁寧な説明を行ってきたほか、宿泊業界、地域の置かれている課題等を率直に意見交換

②市町村長への個別訪問

仙台市を除く市町村 ※仙台市とは制度の調整を随時実施

- 制度の趣旨、内容の丁寧な説明のほか、市町村ニーズの把握

事業者、市町村、県議会からの御意見等も踏まえ、「充当施策イメージ案」を作成(R6. 5)

議会からの「地域単位での説明会を開催するなど、宿泊事業者に対して丁寧な説明を行う必要がある。」との御意見も踏まえ、地域単位の意見交換会を開催

3-②. 宿泊税の検討状況

(3) 県内各地域における宿泊事業者との意見交換(R6.6～)

21回開催(R6.8.9時点)

県ホテル旅館生活衛生同業組合各支部や地域単位での宿泊事業者との意見交換会

- 6月6日以降、県内9ヶ所で同業組合14支部及び支部のない「石巻・東松島・女川地域」と、意見交換会を開催
- また、8月2日以降、県内7ヶ所で、宿泊事業者との意見交換会を開催
- 延べ195の宿泊事業者と、事業者が抱える課題や今後実施すべき施策等について意見交換を実施

開催日	地区	参加事業者	開催日	地区	参加事業者
6/6	鳴子温泉5地区	26	7/8	登米・栗原	9
6/14	東鳴子【2回目】	4	7/9	塩釜	4
6/17	鬼首【2回目】	5	7/9	石巻・東松島・女川	14
6/18	川渡【2回目】	6	7/10	遠刈田、青根	10
6/22	小原、鎌先	8	8/2	仙南【2回目】	17
7/1・2	中山平【2回目】	5	8/2	塩釜・松島・黒川【2回目】	13
7/2	鳴子【2回目】	7	8/3	大崎	3
7/3	松島	10	8/6	鳴子【3回目】	13
7/4	気仙沼・南三陸	14	8/7	気仙沼・南三陸【2回目】	11
7/5	角田	4	8/9	石巻・東松島・女川【2回目】	6
			8/9	登米・栗原【2回目】	6

各地域からいただいた御意見を踏まえ、**税制度の見直し・税収を活用した施策のブラッシュアップ**を行ってきたところです。

4. 宿泊税の制度案

✓様々なご意見を踏まえ、仙台市とも協議が整ったことから宿泊税条例案を9月議会にて提出予定。

	【令和2年制度案】	【令和6年制度案】		
	宮城県	宮城県	仙台市	調整内容
①課税客体	宿泊行為	宿泊行為		当初より一致
②課税標準	宿泊数	宿泊数		当初より一致
③納税義務者	宿泊者	宿泊者		当初より一致
④税率	1人1泊当たり300円	【全県】1人1泊当たり300円 【仙台市内】県分100円・仙台市分200円		仙台市内における県分の税率を見直し
⑤免税点	1人1泊3,000円未満 (素泊まり・税抜き料金)	1人1泊6,000円未満 (素泊まり・税抜き料金)		関係者のご意見、湯治客等に配慮し、 免税点を引き上げ
⑥課税免除	学校の教育活動 (修学旅行等)	i 教育課程内の教育活動(修学旅行等) 及び部活動 ii 保育園及び認定こども園における活動		先行事例を参考に 仙台市と調整の上決定
⑦徴収方法	同右	宿泊事業者を特別徴収義務者とした特別徴収		当初より一致
⑧申告・納入方法	3か月ごと	原則、1か月ごと 特例として、一定要件※を満たす場合3か月ごと ※年間納入額が360万円以下、滞納のないことなど		先行事例を参考に 制度を見直し
⑨特別徴収 義務者交付金	交付率は未定	特別徴収義務者に対して、 申告納入された宿泊税額の一定割合(最大3.5%)を交付 【基準】納期内納付額の2.5% 上乗せ +0.5% 電子納付+0.5% } 当初5年		先行事例を参考に 交付率を決定
⑩見直し時期 (課税を行う期間)	課税期間は5年 (5年ごとに制度の在り方を検討)	課税期間は定めず当初は3年程度、 その後は5年ごとに検証する		先行事例を参考に 制度を見直し

5-①. 宿泊税充当施策（案）

想定事業規模(活用可能額)： 約11億円

【方針】

- 宮城の観光の未来に夢と希望をもってもらえるよう、本県観光産業の成長性を高める手段として、**東北のゲートウェイとしての役割を発揮し、インバウンド需要の取り込みに向けた受入環境整備**や宮城ならではの**魅力ある観光コンテンツの造成、磨き上げの強化**を図る。
- これまでの宿泊事業者との意見交換などを踏まえ、物価高や人手不足等により**宿泊事業者が置かれている厳しい経営環境に対応**するとともに、**各地域が抱える様々な地域課題をサポート**するための施策を重点的に実施する。
- 現在の一般財源を同規模程度維持しながら**、社会経済情勢等外部要因の変化に即応できるよう、必要となる財政需要を精査し、**柔軟かつ臨機応変に事業化を図る**。

取組Ⅰ

魅力ある観光資源の創出

約2億円

取組の方向性

滞在時間の長期化につながるコンテンツ造成に向け、市町村等の自主的な観光地域づくりに向けた取組への支援を行うほか、圏域単位での取組の充実や連携促進を図る。

取組Ⅱ

観光産業の活性化

約1億円

取組の方向性

宿泊施設の機能強化や収益力向上を強力に支援するほか、喫緊の課題である人手不足対策の取組を充実させる。

重点施策1

地域資源を活用した観光地域づくりへの支援

地域の特色を生かした観光地域づくりを安定的に実施するため、市町村が行う観光振興施策への助成を行う。



<例：地域資源を活かしたコンテンツ造成>

重点施策2

DMO創設・体制強化

DMO登録に向け相談・指導を行うための専門家派遣や新規事業創出に要する経費への助成を行う。

他財源も活用した想定施策

- 宮城オルレ等の既存の観光コンテンツとの連携促進や高付加価値化に向けた商品造成

重点施策1

人材マッチング・定着支援

観光版ジョブフェアによるマッチング機会の創出やプロフェッショナル人材派遣により、スタッフのホスピタリティ向上、キャリアアップ支援を行う。

重点施策2

人手不足対策・業務効率化に向けた支援

おもてなし態勢の向上を目指し、省力化やサービス水準の向上につながる設備導入経費への助成を行う。（例：清掃ロボット、宿泊施設管理システム、スマートチェックイン）



<例：スマートチェックインシステムの導入>

他財源も活用した想定施策

- 小規模施設(従業者10人未満等)向け施設改修・備品購入費支援
- 長期滞在者の宿泊環境整備支援 等

5-②. 宿泊税充当施策（案）

取組Ⅲ 観光客受入環境整備の充実 約4億円

取組の方向性 二次交通の充実や観光地内での周遊促進を図るとともに、インバウンドの受入に向けた環境整備を推進する。

重点施策1 観光地の賑わい創出

観光地の景観整備、地域の核となる観光施設整備、集客効果が高い施設整備に対する支援を行う。



<例:無電柱化による歩行者の利便性向上>

重点施策2 観光地間の交通アクセス環境の向上

二次交通の充実による周遊促進を目指し、バスツアー商品の造成やレンタカー等の利用促進を図るなど、観光地までのアクセス手段の最適化を図る。



<例:仙台空港等のゲートウェイからの周遊促進>

重点施策3 インバウンド受入環境整備

観光地内での快適な旅行環境の整備に向け、観光施設における多言語対応や、Wi-Fi環境の整備促進を支援する。



<例:多言語観光案内板の整備>

他財源も活用した
想定施策

■自然公園施設や遊歩道の機能向上、トイレ・休憩所等のユニバーサル改修 等

取組Ⅳ 国内外との交流拡大の促進 約4億円

取組の方向性 閑散期の誘客や長期滞在促進に向けたキャンペーンを実施するほか、インバウンド誘客に向けたデジタルを活用した効果的な情報発信等を展開する。

重点施策1 地域クーポンを活用した長期滞在促進キャンペーン

閑散期や長期滞在促進に向けたインセンティブとすると共に、地域の土産店、飲食店等での地域クーポンの利用により、地域経済活性化を促進するもの。



<例:地域限定クーポンによる消費喚起>

重点施策2 スポーツツーリズムの推進

宮城の魅力発見、団体旅行の増加や地域経済活性化等様々なメリットがあるスポーツツーリズムを推進するため、県内へのスポーツ合宿等の誘致を目的としたバス助成金を交付する。



<例:大会・合宿等の県内誘致促進>

重点施策3 海外等新規市場誘客拡大

海外等新規市場開拓に向け、マッチング商談会や招請事業を行う。



<例:商談会の開催>

他財源も活用した
想定施策

■ターゲット国に応じたデジタルプロモーション
■海外教育旅行の誘致促進 等

6. 徴収事務負担軽減策

宿泊事業者の方々との意見交換において、「フロントで宿泊客に納得してもらうための説明が難しい。」等といった御意見を踏まえ、以下の支援メニューを創設し、**徴収事務に係る宿泊事業者の不安や負担軽減を図る。**

	項目	目的・内容
①	特別徴収義務者交付金の創設	特別徴収義務者に対して、申告納入された宿泊税額の一定割合（最大3.5%）を交付し、税導入に係る事務経費の負担軽減を図る。 【基準】納期内納付額の2.5% 当初5年間は以下のとおり上乗せ ・上乗せ +0.5% ・電子納付+0.5%
②	レジシステム改修補助金の創設	宿泊税導入に伴い必要になる、既存のレジシステムの改修等に要する経費の一部を助成し、税導入に係る宿泊事業者の負担を軽減するとともに、税の円滑な導入を図る。
③	電子手続による申告・納入体制の構築	特別徴収義務者が税を申告・納入する際に、電子による手続きを可能とし、申告・納入の負担軽減、利便性向上を図る。
④	広報ツールの作成	宿泊税の概要や用途に関する広報媒体として、リーフレットやロゴマーク等を作成し、窓口での円滑な納入を図る。
⑤	相談体制の構築	徴収開始後、一定期間、県にカスタマーセンターを設置し、宿泊事業者からの納税に関する相談や、宿泊客から納税に理解をもらえない場合の対応を引き受けることにより、徴収に当たっての事務負担や心理的な負担の軽減を図る。

7. 充当事業の使途明確化・効果検証

入湯税のように、一般財源化されるのではないかな…？

☞ 宿泊税については、宿泊事業者様から県に納入いただいた後に、今後県が設置する基金で一括管理し、課税目的に沿った観光施策のみに充当します。決して一般財源として活用することはありません。



観光振興会議には宿泊事業者の委員が少なく、宿泊事業者の声が反映されないのではないかな…？

☞ 具体的な充当事業については、みやぎ観光振興会議を活用し、地元自治体や地域観光関係者とともに、前年度に実施した事業成果の検証、地域の実情や必要とする施策等に関して意見交換を行い、次年度の企画立案時の参考にしますが、合わせて、宿泊事業者の皆様の声を施策に反映させるため、部会を設置します。

